

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

<学士課程>

1 【1-1】学生の主体的学修を確立するため、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施の方針）とディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に裏付けされた学士課程教育の体系化を図り、教養教育担当教員を先導役に効果的・効率的なアクティブ・ラーニングを専門教育へ浸透させ、授業科目の50%以上をアクティブ・ラーニングに転換する。

- ・【1-1-①】各学部での学修成果の可視化ツール、学士課程総合評価の参考資料となる学生ポートフォリオ及び学修ポートフォリオに関し、各学部の意見を集約し、必要に応じ利便性なども考慮した機能の追加を検討し、各ツールの活用を促進する。また、各学部において、学生の主体的学修を確立するため、アクティブ・ラーニングを継続して専門教育へ浸透させ、アクティブ・ラーニング実施率50%以上を維持する。

2 【1-2】学部ごとのミッションとディプロマ・ポリシーで明示した学士の資質を保証するため、ルーブリック（達成度を判断する学修基準）等の客観的データを用いた成績評価基準に基づき成績評価を厳格化する。

- ・【1-2-①】各学部において、学士の資質の保証のために、ルーブリック等の活用などにより厳格な成績評価を行うとともに、学修ポートフォリオなどを活用し、学生の学修成果の把握、既存カリキュラムの検証を行う。また、これら学修評価ツールに関するFDを継続して実施する。

3 【1-3】留学生の受け入れや日本人学生の留学の機会を拡大させるなど学士課程教育のグローバル化に対応するため、平成31年度までに全学部にクォーター制を導入する。

- ・【1-3-①】各学部において、クォーター制の教育効果等の検証を行うとともに、必要に応じ改善を行う。

<大学院課程>

4 【2-1】教職大学院において、高度な実践的指導力を備えた教員を育成するため、実務家教員と研究者教員、教科専門教員と教職専門教員といった異なる特性を持つ教員でのチーム・ティーチングによる、教育現場の課題に即した実践力や教科指導力の向上を図るカリキュラム及び組織の充実を図り、教職大学院修了者（現職教員を除く）の教員就職率90%を確保する。

- ・【2-1-①】教育現場の課題に則して平成30年度に改善した教育実践力や教科指導力向上のためのカリキュラムを継続する。また、教職大学院の教員就職率90%確保のため、前年度までの分析結果を総合的に活用して、チーム・ティーチングによってよりきめ細かな教師の育成に関する活動と取組（例：小論文、面接、教科に係る教員採用試験の対策等）を教員就職率向上プロジェクトチームと協働して継続する。

5 【2-2】修士・博士前期課程において、高度専門職業人としての実践的問題解決能力や国際性を育むため、モジュール化を含むコースワークを導入し、大学や研究科の枠を越えた高度な専門的知識等を体系的に修得させる学位プログラムを構築する。（戦略性が高く意欲的

- ・【2-2-①】熱帯医学・グローバルヘルス研究科において、グローバルヘルスの現場で即戦力となる人材の育成及び調査研究能力向上を目的として、国立国際医療研究センター（NCGM）及び国立感染症研究所との連携大学院制度を活用した連携強化及び国際協力機構（JICA）との実務家教員出向契約を活用した連携強化を行う。さらに、熱帯医学・グローバルヘルス研究科を中核に研究科の枠を超えた卓越大学院プログラムの展開により、グローバルヘルス領域において幅広い教養、学際性と専門性を兼備した人材の育成を目指し分野横断的な教育を推進する。
- ・【2-2-②】医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻において、「大学の世界展開力強化事業（ロシアとの大学間交流形成支援）」に際し、災害・被ばく医療科学分野における日露両国及び世界の専門家育成を図るため、引き続き学生及び教員の交流を行う。また、ダブル・ディグリー・プログラムの令和3年度秋入学に向けて、一部オンライン授業を取り入れたカリキュラムを構築し、ダブル・ディグリー・プログラムの学術交流協定書及び覚書を締結の上、プログラムの要項を策定する。【3-2再掲】
- ・【2-2-③】工学研究科で展開中の「大学の世界展開力強化事業（キャンパス・アジア事業の推進）」においては、土木インフラ分野でのインフラ技術者（高度専門職業人）の育成に向けて、博士前期課程でのダブル・ディグリー・プログラムの継続的な改善を行うとともに、新たに博士後期課程でのダブル・ディグリー・プログラムの設計を実施する。
- ・【2-2-④】水産・環境科学総合研究科と工学研究科において、研究科横断型教育プログラム「海洋未来イノベーション教育プログラム」を引き続き推進するとともに、これを基にした学位プログラムを策定する。

6【2-3】博士・博士後期課程において、グローバルリーダーとしての能力を有する人材養成を推進するため、体系的なコースワークの導入や幅広い分野を統合した教育と「熱帯医学・感染症分野」、「放射線医療科学分野」、「海洋生物資源・水環境分野」などにおける強み・特色を生かした独創的な研究活動を通じた一貫した学位プログラムを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【2-3-①】熱帯医学・グローバルヘルス研究科博士後期課程において、グローバルヘルス分野における国際共同研究・実践プロジェクトのリーダーを養成するとともに、卓越大学院プログラムにおいて、熱帯医学・グローバルヘルス研究科を中核として大学全体の大学院教育の発展に資するため、現在参画していない研究科の参画を推進し、連携を強化してプログラムを展開する。また、リーディングプログラムの基盤を活用し、新たな学位プログラム（Doctor of Public Health）の創設計画を策定する。さらに、水産・環境科学総合研究科と工学研究科の学生を対象に、多角的な視点から海洋をとらえることのできる人材育成に貢献する研究科横断型教育プログラム「海洋未来イノベーション教育プログラム」を引き続き推進するとともに、これを基にした学位プログラムを策定する。

7【3-1】熱帯医学・感染症、国際保健分野においては、グローバルな俯瞰力を備え、教育研究の推進と疾病制御の実践においてリーダーシップを発揮できる国際的人材を育成するため、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の東京キャンパスと博士課程の設置を実現するとともに、医歯薬学総合研究科博士課程リーディングプログラムの継続体制を構築し、両研究科の有機的連携による修士と博士両課程一貫の大学院教育プログラムを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【3-1-①】熱帯医学・グローバルヘルス研究科博士後期課程において、グローバルヘルス分野における国際共同研究・実践プロジェクトのリーダーを養成するとともに、卓越大学院プログラムにおいて、熱帯医学・グローバルヘルス研究科を中核として大学全体の大学

院教育の発展に資するため、現在参画していない研究科の参画を推進し、連携を強化してプログラムを展開する。

8【3-2】放射線健康リスク領域においては、国内外の災害時においてリーダーシップを発揮できる国際的人材を育成するため、福島県立医科大学と共同大学院災害・被ばく医療科学共同専攻（修士課程）を平成 28 年度に設置するとともに、医歯薬学総合研究科放射線医療科学専攻（博士課程）との連携体制による大学院教育プログラムを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【3-2-①】医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻において、「大学の世界展開力強化事業（ロシアとの大学間交流形成支援）」に際し、災害・被ばく医療科学分野における日露両国及び世界の専門家育成を図るため、引き続き学生及び教員の交流を行う。また、ダブル・ディグリー・プログラムの令和 3 年度秋入学に向けて、一部オンライン授業を取り入れたカリキュラムを構築し、ダブル・ディグリー・プログラムの学術交流協定書及び覚書を締結の上、プログラムの要項を策定する。【前掲 2-2】

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

9【4-1】教育の質の向上に向け、PDCA サイクルによる組織的な教育を実践するため、学修達成度や学生による授業評価等の経年分析に基づいて、評価の高い授業の実践事例報告を行うなどカリキュラムや授業改善に直結する FD を実施し、授業担当専任教員の 75%以上を参加させる。

- ・【4-1-①】学生の学修成果を把握するために、授業アンケート、学修状況報告等を継続して実施・検証し、教学マネジメント体制を確立する。また、授業設計・授業改善を促すため、授業実践事例報告を含めた FD を実施し、授業担当専任教員の 75%以上の参加を維持する。

10【4-2】学修成果を把握するため、学修行動調査、ルーブリック、学生ポートフォリオなど客観的データに基づいた分析を行うとともに、平成 31 年度までに大学全体の評価方針（アセスメント・ポリシー）を確立する。

- ・【4-2-①】アセスメント・ポリシーを含め教育の質保証全体を考えるため、授業アンケート、学修状況報告、入試区分、GPA などのデータやそれらの関連の分析を継続して行い、その集計結果・分析結果を随時学内に周知するとともに、学修ポートフォリオを効果的に活用して教学マネジメントの PDCA サイクルを回す。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

11【5-1】本学の戦略に基づき、地域創生の志を持つ学生等を対象とした新たな奨学金制度を創設するなど、経済支援の取組を実施する。また、学生のキャンパスライフの質的向上を図るため、課外活動・福利厚生施設の整備及び利便性やサービスを向上させる。

- ・【5-1-①】令和 2 年度から開始した「高等教育の修学支援新制度」及び「大学独自制度」の運用について、より効率的な運営体制を整え、更なる支援・指導を行う。
- ・【5-1-②】特に学業優秀な卓越した学生に対する授業料免除や入学時給付奨学金について、引き続き募集を行う。
- ・【5-1-③】学生に対する支援の評価を含めて、設問項目を再度検討し、学生生活調査を実施する。

12【5-2】平成27年度に設置したキャリア支援センターを拠点として、キャリア教育、就職相談及び指導助言等を充実させ、就職率を向上させる。また、学生の自主的社会的活動支援組織である「やってみゅーでスク」とともに新たに学生のインターンシップ先の開拓等の支援に取り組む。

- ・【5-2-①】教養教育科目のキャリア教育関連科目について、必修化や科目の見直し等を行い、キャリア教育を充実させる。また、授業アンケートにより学生の満足度を把握し、次年度以降の授業内容の改善・充実の検討を行う。また、教養教育科目「キャリア実践」では、コロナ禍でも可能なインターンシッププログラムを企業と共に検討し実施する。

13【5-3】障がいのある学生に平等かつ公平な教育を受ける機会を提供するため、「障害者の権利に関する条約」の精神及び本学の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則」で示した方針に基づき、相談・サポート体制等の充実と修学支援備品の拡充に取り組む。

- ・【5-3-①】引き続き、各部局と連携し障害のある学生への修学支援や生活支援等を推進し、充実させるとともに、個別の特性を考慮した修学支援備品を整備する。また、教職員の対応能力を向上させ、障害に対する更なる理解啓発を図るために教職員、学生及びアクセスサポーターへのFD・SD・講習等を実施する。さらに、キャリアセンターや県内高校・大学・企業等による産学官連携を通して高大接続及び就労支援への取組を推進する。上記の活動を実施した成果を総括し、関係部局と協働の上、本学の「障害者差別解消等の推進に関する規則における留意事項（教育・研究領域）」に明記される「不当な差別的取扱いに当たり得る具体例」及び「合理的配慮に当たり得る配慮の具体例」についてこの5年間の合理的配慮実施経験及び本学の実情を踏まえ、具体例の追加又は修正の要否を検証し、必要に応じて加筆修正を行い周知する。

(4) 入学者選抜の改善に関する目標を達成するための措置

14【6-1】カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程の実施に際して入学者に求める学力及び入学者選抜の評価基準・方法を明確にしたアドミッション・ポリシー（入学者の受入方針）を整備し、平成29年度までに社会に周知する。

- ・第3期中期計画実施済み。

15【6-2】入学希望者の学力を多面的・総合的に評価・判定するため、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性等を測る知識偏重ではない多元的評価の方法を開発し、平成32年度までに導入する。

- ・【6-2-①】入学希望者の学力を多面的・総合的に評価・判定する多元的な評価方法による入学者選抜の実施上の課題を検証する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

16【7-1】研究レベルを一層向上させるため、熱帯医学・感染症、放射線医療科学など卓越した研究成果が期待できる分野に対して、機能強化のための予算を重点配分し、特定分野（熱帯医学、血液学他）における論文数、被引用数、Top10%論文割合、国際共著率の国内上位ランキング、及び特定分野（寄生虫学、感染症内科学、放射線・化学物質影響科学他）における科研費新規採択件数上位ランキングを維持する。

- ・【7-1-①】引き続き、熱帯医学・感染症、放射線医療科学など卓越した研究成果が期待できる分野に対して、機能強化のための予算を重点配分するとともに、研究分野ごとの論文数、被引用数、Top10%論文の割合、国際共著率の国内上位ランキング等を評価する。

17【7-2】新たな強み・特色となる研究分野を醸成するため、発展の期待できる研究課題や若手研究グループを公募により選定し、重点研究として学長裁量経費による支援を行う。これらの研究課題を推進力として、IF（impact factor：雑誌論文の引用状況を通じて利用状況を推測する指標）付き論文誌への掲載論文数を760/年（平成22～25年の平均）から860/年に、過去3年間に発表した学術論文の年間被引用数を平成25年の5,500（平成22～24年の論文を対象）から6,300に増加させる。

- ・【7-2-①】中間評価に基づいた重点研究課題への支援を行い、全課題に対して最終評価を実施するとともに、若手研究グループに対する支援を行う。
- ・【7-2-②】インパクトファクター（IF）付学術誌に掲載される論文数及び被引用数並びに大型外部資金獲得件数の増加のため、引き続き、URAによる大型予算の公募情報発信、応募支援及び論文作成支援を行う。

18【8-1】「長崎大学の高度安全実験施設（BSL4施設）整備に係る国の関与について」（平成28年11月17日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）に基づく国の関与を踏まえるとともに、国内研究機関及び地域との緊密な連携を通して、「高度安全実験（BSL-4）施設（仮称）」を中核とした感染症研究拠点の形成を推進する。加えて、新興感染症等の学術研究や、感染症制圧に貢献できる人材育成を担う世界トップレベルの教育研究拠点機能の充実を図る。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【8-1-①】感染症共同研究拠点実験棟（BSL-4 施設）及び研究棟の設置・運営に向けて、地元住民等の理解を得つつ、建設工事を進める。また、BSL-4 施設の建設工事完了後は、試運転、設備の性能検証、実験に係る操作手順等の検討等を行い、その結果等を踏まえ安全管理マニュアル等を作成するとともに、教育訓練を段階的に実施する。また、感染症研究拠点の形成を推進するため、施設の本格的な利用の開始に向けて、研究計画、人材育成計画、共同利用共同研究に関する検討を必要に応じて感染症研究コンソーシアムの意見を聞きつつ本格化させる。

（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

19【9-1】若手研究者のテニュア獲得を支援するため、優秀な特別研究員等を日本学術振興会採用期間終了後も本学研究員として一定期間雇用する制度を構築する。

- ・【9-1-①】引き続き、優秀な特別研究員等を日本学術振興会採用期間終了後も本学研究員として一定期間雇用する制度の令和4年度公募要領等を再度学内に周知するとともに、同制度における雇用実績及びその効果を検証し、第4期中期目標期間以降も予算状況等を鑑みて同制度の継続を含めた仕組みを構築する。

20【9-2】先導生命科学研究支援センター、先端創薬イノベーションセンターの機能強化を図るなど研究支援体制を整備し、新規導入機器の使用頻度（22～26年度3,026回：平均605回/年）、創薬・機器開発シーズ（26年度11件）のそれぞれを50%増加させる。

- ・【9-2-①】集約された共同利用機器の活用により、先導生命科学研究支援センター及び先端創薬イノベーションセンターの機能を強化するとともに、既に構築している両センターの研究支援体制を利用して、新規導入機器の利用促進、新たな創薬シーズの発掘及び創薬の実質的支援を行う。

21【9-3】外部研究資金の獲得及び大型研究プロジェクトの運営支援強化に向け、優秀なURA（リサーチ・アドミニストレーター：大学等における研究マネジメント人材）を採用するため、常勤化を実現するなどURA組織におけるキャリアパスを構築する。

- ・【9-3-①】令和元年度に整備されたURAを含む戦略職員に適用する年俸制等の規則を活用し、引き続きURA組織の体制を強化するとともに、URAの常勤化を実現する。

22【10-1】多様なワークスタイルを実現するため、PDCAサイクルに基づいた日常業務の改善とともに業務の見える化をめざした働き方の見直しをおこない、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、育児休業からの円滑な復帰策の構築等、研究力向上につながる研究環境を整備する。

- ・【10-1-①】引き続き、PDCAサイクルに基づく日常業務改善のための働き方見直しプログラムを特に病院や附属学校に対して支援を行うと同時に学内外に成果を発信し啓発活動を行う。また、ライフイベントサポートとしてコンサルティング、研究支援員配置、リスタートアップ研究費支給を実施するとともに、学内保育園の保育園児数増加等により運営を充実させる。

23【10-2】介護コンシェルジュを中心に、関連機関・介護施設・地域包括支援センター等と連携し、介護者の孤立を防ぐための交流の場を設けると共に、介護者の心身の支えとなるボランティア人材を育てるなど、仕事と介護の両立を可能とする仕組みを構築する。介護コンシェルジュは学内では介護者・介護リスク者に個別対応を行う。

- ・【10-2-①】各キャンパスに置く相談窓口において、介護に関する個別相談体制を維持するとともに、長崎県、長崎市及び医師会等との地域連携体制を活用しながら、引き続き、各キャンパスで仕事と介護の両立に関するワークショップの開催並びに学生、教職員及び地域の人々を対象とするケアラーサポーター育成研修を実施する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

24【11-1】被爆地長崎の大学として、核兵器廃絶研究センター（RECNA）を中心に、「世界の非核化及び北東アジアの包括的な安全保障と非核化」の実現に向けた政策提言を行うとともに、地域密着型シンクタンクとして社会の要請に応える情報発信を行う。

- ・【11-1-①】北東アジアの非核化を目指す「ナガサキ・プロセス」の一環として、6年間の包括的な取りまとめである「北東アジアの平和と安全保障に関する専門家パネル（PSNA）」の全体会合を開催する。
- ・【11-1-②】被爆地に根差したグローバル・シンクタンクとして引き続き情報発信していく。RECNAが編集する英文国際学術誌「Journal for Peace and Nuclear Disarmament (J-PAND)」の定期刊行及び国内向け書籍であるRECNA叢書の出版を継続するとともに、市民データベース・市民講座を通して地域社会へ貢献する。
- ・【11-1-③】「軍縮教育」普及に貢献するため、次世代のための核軍縮・不拡散教育プログラム事業を構築するとともに関係機関とのネットワークを強化する。

25【11-2】学校教育・離島教育支援事業、高大連携・接続事業、教員免許状更新講習事業など地域教育関連事業推進のコーディネート機能を強化するため、「地域教育連携・支援センター」と教育学部附属の「教育実践総合センター」及び産学官連携戦略本部の「生涯教育室」の分散した組織を統合し、全学組織とした「地域教育総合支援センター（仮称）」を平成29年度までに設置する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【11-2-①】地域教育総合支援センター，アドミッションセンター及び大学教育イノベーションセンターの機能を有機的に融合した教育開発推進機構にて以下の事業を行う。

1) 活力ある地域と地域創生に資する人材育成を図るため，高大接続・連携に係る事業，学校教育・離島教育支援事業，次世代科学者育成事業，女子中高生の理系進路選択支援事業及び公開講座事業を実施し，地域教育支援に貢献する。また，松浦市及び五島市の教育委員会と連携し，離島・へき地地区における教育機能の充実を図るため，研修会及びセミナーを実施する。

2) リカレント教育における学内コンテンツを収集し，情報の一元化を行うとともに，企業や地元の社会のニーズに対応した実践的なプログラム開発に着手する。

- ・【11-2-②】教員免許状更新講習事業について，その事業の特殊性に鑑み，教員免許状更新講習支援室にて長崎県下の長崎県立大学，長崎総合科学大学，活水女子大学，長崎純心大学，長崎国際大学，長崎外国語大学，鎮西学院大学，長崎女子短期大学，長崎短期大学及び長崎県と連携して実施する。

26 【11-3】地域のニーズに応え地域社会の活性化に貢献するため，「道守」人材養成，「海洋サイバネティクスと長崎県の水産再生」「法医（歯）学専門家育成」事業など，教育，保健・医療・福祉，経済等の実践的な知識・技術・技能・指導力を身に付けた地域人材を育成する教育プログラムを充実する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【11-3-①】引き続き，「道守」人材養成「海洋サイバネティクスと長崎県の水産再生」「法医（歯）学専門家育成」の教育プログラムのほか，各部局において，実践的な知識・技術・技能・指導力を身に付けた地域人材の育成と社会人や企業のニーズに応じた，各教育プログラムの充実を図り実施する。

27 【11-4】五島沖海洋エネルギー実証フィールド指定と連動し，実証フィールドと東シナ海を活用した海洋エネルギー，海洋生物資源及び水環境に関する学際的な研究開発体制と人材育成プログラムを，本学を中心に産学官連携で構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【11-4-①】海洋未来イノベーション機構を軸とした産学官連携による研究事業を加速させるために，これまでに構築した産業創出プラットフォームを活用し，長崎の特色を生かした新たな水産・養殖技術及び海洋工学技術開発に向けた共同研究及び実証試験を開始する。

- ・【11-4-②】海洋未来技術に係る人材を育成するため，海洋未来イノベーション教育プログラムを継続実施するとともに，日本財団オーシャンイノベーション長崎海洋開発人材育成・フィールドセンター（長崎アカデミー）による社会人教育プログラムを活性化させる。さらに，海洋未来技術に関わる人材を育成するため，英国をはじめとする国内外の大学等と教育連携を進める。

28 【11-5】卒業生の地域就職率を向上させるため，地域に根ざした教育プログラムや地域と連携したキャリア教育を展開するとともに，専門知識・技術に止まらず，協働力，コミュニケーション力，論理的思考力等を含む社会人基礎力など，地域産業が待望する多面的資質を涵養する教育カリキュラムを開始する。また，産学官協働の枠組みにおいてソーシャル・ビッグデータを活用する「地方人材育成プラットフォーム」を創出する。

- ・【11-5-①】引き続き，地域と一体となって長崎県内への就職率向上に取り組み，地域及び企業が必要とする人材を養成する教育プログラムを実施する。また，観光ビッグデータに関する情報収集を継続的に行い，新型コロナウイルス感染症による影響なども含め時系列分析など様々な分析が可能なデータベースを構築するとともに，これらのデータを分析できる学び・経験の場として地方人材育成プラットフォームを学生に提供する。さらに，工学研究科の「ビッグデータ解析特論」において生のビッグデータの可視化や分析体験を通じてビッグ

データに慣れ親しんだ人材を育成する。

29 【11-6】 保健・地域医療・福祉の分野で学生教育から社会人教育まで継続する医療人材育成体制の下、へき地で研修する研修医などを増加させることによって、地域医療の再生支援を行うと共に、医療イノベーションの創出を目指した多分野ネットワークを構築する。

- ・【11-6-①】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、地域医療の再生支援に向けた地域社会の多様なニーズに応える医療人材の育成及び医療イノベーションの創出を目指した多分野ネットワークの構築に関する事業全般の方針を確認するとともに、with コロナ時代を見据えた事業へと発展させる。
- ・【11-6-②】 地域医療の再生支援と医療イノベーションの創出を産み出す多職種連携人材育成の成果を発信するとともに、この成果を発展させ、卒前・卒後のシームレスな新規プログラムの開発につなげる。
- ・【11-6-③】 多疾患コホートを活かした地域疫学研究と、保健・医療・介護連結ビッグデータの具体的研究活用を進め、成果を発信する。
- ・【11-6-④】 情報連携システムの機能強化と次世代型 ICT ネットワークの基盤整備を図り、遠隔診療と物流支援に踏み込んだ多面的な医療支援方策を開発する。

30 【11-7】 関係機関と協働して子供の心の問題に対する支援を行うため、医療、教育、行政のネットワークの中心となる「子どもの心の医療・教育センター」を平成28年度に設置し、巡回支援等のアウトリーチ活動や研修等を行うとともに支援体制を整備し、子どもの心のエキスパートの地域人材育成を行う。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【11-7-①】 「ながさき子どもの心の支援ネットワーク」の充実を図るために、長崎県の発達障害担当部局との連携を強化しつつ、県内各地域でのネットワークづくりのための研修会を実施するとともに、県内の学校における発達障害や心の問題がある子どもの支援のために、教育機関等へのアウトリーチ活動を継続して行う。
- ・【11-7-②】 子どもの心のエキスパートの地域人材育成のために実施している職業実践力育成プログラムを、現在の1コース制(120時間、募集定員200名)から3コース制(60時間、募集定員550名)に変更して実施する。また、医学部・教育学部共同教育プログラムを引き続き実施する。

31 【12-1】 福島県における復興支援と地域再生に向けた人材育成と帰還帰村支援を強化するため、福島未来創造支援研究センターを中心に、各種教育研究拠点との連携・共同による教育・人材育成、健康増進、放射線リスクコミュニケーション、環境モニタリングなどの包括的地域再生事業の取組を実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【12-1-①】 引き続き、福島未来創造支援研究センターを中心に、川内村、富岡町、大熊町の復興推進拠点を活用した放射線リスクコミュニケーション、環境モニタリングなどの包括的地域再生事業の取組を実施する。また、双葉町の東日本大震災・原子力災害伝承館において、福島県立医科大学や福島大学、東日本国際大学と連携して若手研究者等を対象とした国内セミナーを開催するとともに、国際保健機関(WHO)と連携して国際セミナーを開催する。

32 【13-1】 研究成果の技術移転を推進するため、学内の最新シーズを発掘してシーズ集を更新するとともに、主要展示会への出展及び企業訪問を行うことにより研究成果を積極的に発信し、地元企業との共同研究実施数を第2期中期目標期間最終年度に対し10%増加させる。

- ・【13-1-①】 学内の最新シーズの発掘活動、知的財産リスト(旧シーズ集)の更新、主要展

示会へ出展，企業などとの面談を通じて，新たな産学連携マッチングを行う。地元企業等を中心とした企業訪問については，web 面談も含めて継続して実施し，研究成果を積極的に発信するとともに，7月に更新した「長崎大学シーズ集（研究シーズサーチサイト）」の周知と活用等により，企業ニーズと大学の研究シーズとのマッチングに努め，長崎県産業労働部，（公財）長崎県産業振興財団との連携に基づき設立した，「長崎オープンイノベーション拠点」活動と併せて，地元企業等との共同研究実施数を引き続き48件以上とする。

33【13-2】地域創生に資するため，行政関係者，商工団体関係者等との連携に向けたプラットフォームを構築し，地域産業・企業の経営改善，新規起業等の支援数を第2期中期目標期間最終年度に対し10%増加させる。

- ・【13-2-①】地域創生連絡協議会（行政関係者，商工団体関係者等と連携した地域創生に係るプラットフォーム）を発展解消させ，新たに設置した長崎オープンイノベーション拠点の積極的な活用に加え，金融機関との連携も図り，地域産業・企業の経営改善を促進させる。また，インキュベーションプログラムの実施とアントレプレナーシップ教育プログラムを展開することで，新規起業等の支援数を前年度から増加させる。

4 その他の目標

（1）グローバル化に関する目標を達成するための措置

34【14-1】学生の英語力の向上とともに海外派遣の拡充を図るため，学術交流協定に基づく単位互換の活用，外国語での授業数を平成25年度の実績値である1.8%を倍増させるなど，多様な学びの機会を提供する。特に，学部横断型プログラム等の導入によって，日本人学生の留学経験者の割合を平成25年度の実績値である学部2.9%，大学院3.8%をそれぞれ2.5倍以上とする。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【14-1-①】部局が企画する派遣プログラム及び海外 English Camp の両取組について予算面での支援を継続するとともに，オンラインによる海外の大学と連携した教育交流プログラムの導入を推進し，with コロナの時代に見合った国際交流の機会を学生に提供する。
- ・【14-1-②】国内外の情勢を注視しつつ，海外短期語学留学での派遣を継続するとともに，短期から中・長期の交換留学プログラムへ誘導するための周知を行う。

35【14-2】平成26年4月に新設した多文化社会学部において，卓越した英語運用能力と多文化社会をリードする人文社会科学の資質を兼ね備えたグローバル人材を斬新かつ特色ある入試・カリキュラム・学生指導を通じて先駆的に育成し，グローバルに事業を展開する国内外の企業や国際機関等へ輩出及び大学院へ進学させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【14-2-①】多文化社会学部において，批判的・論理的思考力及びその表現力を測る学部独自の「批判的・論理的思考力テスト（総合問題）」等を用いた斬新かつ特色ある入試を継続して実施する。また，卒業時英語力の達成目標に向け，系統的で集中した英語力養成プログラムを実施するとともに，「英語カフェ」など英語力強化のための課外指導を継続する。さらに，大学院進学への興味・関心を引き続き喚起するために進学説明会を2回以上実施する。

36【15-1】キャンパスの国際化を図るため，海外留学経験や高度の語学運用能力を有するなどグローバル化に対応できる職員を平成25年度の実績値である2.2%から3.5倍以上に増やして留学生の支援や学術交流協定校などとの国際交流を活発化させるとともに，外国人教員等の割合を30%に増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【15-1-①】グローバル化に対応できる職員の育成のための研修を継続して実施する。

37【15-2】留学生の増加を図るため、短期日本語研修など多様なニーズに対応できる教育プログラムを策定するとともに、留学生の包括的な生活支援や長崎留学生支援センター等の機能を強化し、留学生の割合を平成25年5月1日現在の4.5%及び平成25年度通年の7.0%からそれぞれ1.5倍以上とする。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【15-2-①】留学生の受入増加を目的に、国内外の情勢を注視しつつ、引き続き「日本語・日本文化プログラム」等での受入れを行うとともに、多様なニーズに対応する短期受入プログラムの改善を継続的に行う。ただし、今後も新型コロナウイルス感染症の感染症拡大の影響により、引き続き交換留学生の受入ができない場合には、オンラインによって海外の大学と連携した教育プログラムを実施する。
- ・【15-2-②】e-Learning を活用したNICEキャンパス科目「ビジネス日本語講座」を開講するとともに、地域、自治体や長崎留学生支援センターと連携した日本での就職を希望する留学生に対する生活及び就職支援を継続する。

38【16-1】海外教育研究拠点と国際交流推進室等を積極的に活用し、これらの機能強化を図るとともに、医療・環境・工学・水産海洋分野等に係る教育研究を海外で実施するほか、国際機関や各省庁、民間組織、福島県等と連携して、国際貢献に資する取組を実施する。

- ・【16-1-①】ケニア、ベトナム及びベラルーシの海外教育研究拠点、フランス原子力防護評価研究所(CEPN)内交流推進室及び広島大学・長崎大学・福島県立医科大学による共同利用・協同研究拠点を活用して、医療・環境・工学・水産海洋分野等に係る国際プロジェクトを継続する。また、国際放射線防護委員会(ICRP)等と連携して、各国の災害・被ばく医療科学分野の専門家育成を目的とした国際セミナーを福島県川内村の復興推進拠点を活用して開催する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

39【17-1】地域住民から信頼を得られる医療人を育成するため、指導医とマンツーマンによるプライマリ外来研修を通して、総合的に患者を診る教育を、平成31年度までに医科初期研修医全員に対して行う。また、平成31年度までに、医科初期研修医及び新規採用看護師全員に対し、オリエンテーションに組み込む等して、ワークショップを通じたチーム医療の向上教育を行うとともに、指導者の育成教育も併せて行うものとし、指導医講習会を開催し臨床経験7年以上の医師のうち受講済者を50%以上。看護師については、翌年度実地指導予定者のうち、未受講者の受講率を50%以上とする。

- ・【17-1-①】新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施しつつ、チーム医療教育プログラムを感染拡大状況に応じて開催する。

40【18-1】地域で安心して分娩ができるように母体・胎児集中治療管理室(MFICU)の設置に向けて長崎県との協議により、受入体制の強化を図り、新生児受入を第2期中期目標期間最終年度と比較して増加させる。

- ・【18-1-①】総合周産期母子医療センターとしての役割を果たすため、県内の医療施設と連携を図り、県内の総合・地域周産期母子医療センターからの母体紹介・新生児搬送を受け入れる。また、COVID-19陽性妊婦への対応を強化する。

41【18-2】高度急性期ないし急性期を担う特定機能病院として、地域病院との役割分担を明確にし、医療政策プラン及び教育政策プランを策定する。

- ・【18-2-①】長崎医療人育成室(N-MEC)長崎記念病院支部に呼吸器内科の教授1名を採用する。

- ・【18-2-②】引き続き、臓器移植希望者への院内コーディネーターを中心とした登録作業を推進する。

42【18-3】高度被ばく医療支援センターと原子力災害医療・総合支援センターの2つの国の指定に沿った被ばく医療活動を推進する。

- ・【18-3-①】基幹高度被ばく医療支援センターの主導により新たに構築された教育研修体系に従って、原子力災害拠点病院が有する原子力災害医療派遣チームへの専門研修を実施する。
- ・【18-3-②】原子力災害拠点病院の中核的人材を育成するための研修を年2回実施する。
- ・【18-3-③】道府県の診療放射線技師向けに甲状腺簡易測定研修を実施する。
- ・【18-3-④】地域協議会で示した地域連絡部会を活用し、九州地区の原子力災害医療に関する課題の解決を目的とした協議を実施する。

43【18-4】海外への医療教育協力を推進させるため、国際医療協力を推進し、ミャンマー、カザフスタン、ジョージアなどで診療指導を行うとともに、海外からの医師の受入れを増加させる。

- ・【18-4-①】引き続き、国際医療センターHPの改修及び実績データの更新を通じて国際医療センターの発信力を強化する。また、外国人医師及び医療従事者の研修受入並びに海外への医師派遣について、IT機器の活用等により新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を図りつつ実施することで、国際医療協力を推進する。

44【19-1】先進医療を更に充実させるため、現在症例収集中を含めて新たに5件の承認を得る。また、検査結果の精確さの向上と臨床的に良質な検査の施行による対外的な信頼性を高めるため、倫理性・透明性の確保された臨床研究を推進し、臨床検査においては、平成29年度までに国際規格ISO15189認定を取得する。

- ・【19-1-①】臨床研究法遵守のため、特定臨床研究等の研究責任（代表）医師に対して、引き続きCRB審査前にヒアリングを基に指導を行うとともに、倫理審査業務の支援を行う。また、臨床研究法に沿った臨床研究を推進するため、研究責任（代表）医師、研究分担医師等に対する研修会を実施し、臨床研究に携わる者に対して教育研修の機会を提供する。

45【20-1】効率的病院経営により病院の収益等を改善させるとともに、特に地域医療連携を拡充し、地域に密着した病院経営につなげ、病床稼働率88%以上、患者紹介率70%以上、逆紹介率80%以上とする安定的な経営収益を維持する。さらに、地域医療ネットワーク「あじさいネット」の拠点病院数を10施設増の37施設に拡充し、病病連携、病診連携を活性化させる。

- ・【20-1-①】コロナ禍でも健全かつ効率的な経営を行うため、地域の医療機関との連携を引き続き強化し、安定した初診患者の紹介・逆紹介を維持する。また、診療科ごとに毎月入院・外来の主な項目について診療実績を配付し、定期的なモニタリングの実施とヒアリングを通じてフィードバックを繰り返す。必要に応じ、病院長ヒアリング等の実施を検討する。さらに、働き方改革で生じるコスト面について把握し検討を行う。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

46【21-1】多様な子どもたちの受入れを行いつつ、教育学部や教育委員会と連携して、子ども

の課題発見・解決力向上を目的とした主体的・協働的な学習による先進モデル授業の研究や、インクルーシブ教育推進を目的とした発達障害等の特別な支援を要する児童生徒の教育研究を実施するとともに、複式教育におけるICT活用や外国語活動など長崎県の教育課題に対応する教育研究を実施する。

- ・【21-1-①】多様な子どもたちの受入方針に基づく受入れを継続して実施するとともに、社会状況や附属幼稚園の改組を踏まえた入試制度の検討を行い、附属小学校の改組について具体化する。
- ・【21-1-②】長崎県の教育課題への対応や子どもの課題発見・解決力向上を促す先進モデル授業を実施するための体制として前年度に設置した協働研究プロジェクトの成果と課題を分析し、組織化を行う。また、インクルーシブ教育を含めた特別支援教育の推進を図るために教育学部教育臨床センターを整備し、今までの活動を継続的に発展させる。

47【21-2】実践型教員に必要な資質・能力を涵養するため、教育学部・教職大学院の教育実習指導体制や教育方法の改善に不断に取り組み、理論と実践を往還した教育実習に転換する。

- ・【21-2-①】理論と実践を往還した教育学部及び教職大学院の教育実習を実現するために実習前後等のアンケート調査を継続し、実習委員会等で分析を行い、指導体制や教育方法を継続的に改善する。

48【21-3】教育委員会との連携により、附属学校における一貫教育研究をはじめとして、子どもの確かな成長に資する先導的な教育実践研究に取り組むとともに、長崎県の教育課題に対応した研究会の開催や地域の教員を受け入れての研修などを通して、その成果を地域に発信する。

- ・【21-3-①】教育委員会・教育学部・教育学研究科と連携した実験的・先導的な教育実践研究の実質化を図り、令和元年度に試行的に開始した協働研究プロジェクトを中心に教育研究成果の地域への還元状況を把握・分析することで、地域の教育課題に資する研究内容を充実させる。
- ・【21-3-②】新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた新たな研修体制を検討するとともに、地域の教育課題に対応した研究会の実施や地域の教員を受け入れる研修体制を整備・充実させることで、附属学校園の教員研修機能を継続的に高度化させる。

49【21-4】地域の教育課題等に対応した実践的教育研究力を強化するため、教育委員会との連携による課題把握を推進し、教育学部の教育実践研究推進委員会との連携・協働による教育実践研究を組織的に展開する。

- ・【21-4-①】教育委員会等との連携による地域の教育課題の把握・研究・公開を継続的に行うために、長崎県等の教育委員会や教育学部附属学校運営協議会、研究企画推進委員会等を活用し、教育実践研究を継続展開するとともに、成果発表及び分析・評価により内容を更に充実させる。
- ・【21-4-②】教育学部の研究企画推進委員会や教職実践専攻会議等との連携・協働により、教科・領域等の教育実践研究を継続的に展開・充実させるとともに、その分析を行い、更なる改善を行う。

(4) 大学間連携に関する目標を達成するための措置

50【22-1】国立六大学（千葉大学、新潟大学、金沢大学、岡山大学、長崎大学、熊本大学）連携コンソーシアムにおいて、東京に設置した国立六大学連携コンソーシアム連携機能強化推

進本部を活用し、教育、研究、国際連携等の事業を実施するなど、大学間連携による協働を実質化する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【22-1-①】「国立六大学連携による新たな国際連携モデルの構築」事業において、各大学のネットワークを活用したアライアンス間交流を継続するとともに、東南アジアにおける留学フェア及び Academic セミナー等を中心に留学生獲得に向けたリクルーティング活動を継続する。また、「大学間連携を見据えた選抜方法の開発と先導的入試の導入」事業においては、引き続き事業を推進する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

51 【23-1】ガバナンス機能を強化するため、学長の諮問に応じて調査、企画立案等を行う学長室WG等の学長直轄組織を機能させるとともに、大学執行部と部局運営会議の連携を図り、機動的な大学運営を行う。

- ・【23-1-①】引き続き、大学執行部が部局運営会議に参画することなどにより、部局における課題等を把握し大学運営の改善を推進するとともに、学長室WG等の学長直轄組織における答申や令和元年度に設置した政策企画室の提言、IR推進本部の分析等を活用して、学長のリーダーシップの下、戦略的な大学運営を行う。

52 【23-2】経営戦略の強化を図るため、IR室において、データ収集体制を整備するとともに、分析手法を開発するなど、平成31年度までにIR機能を確立する。

- ・【23-2-①】構築したIR機能及び収集した第3期における評価指標データ（学内管理指標）等を、次期中期目標・中期計画の策定に活用する。

53 【24-1】研究者の業務特性に配慮するとともに、教育・研究業務に配慮したテレワーク等の新たな就業形態について検討し、平成31年度までに運用する。

- ・【24-1-①】テレワークについて学内会議で周知等を徹底し、制度の利用を拡大させる。

54 【24-2】教育研究、管理運営等の分野で優れた見識を有する多様な人材を確保するとともに、優秀な若手、外国人を積極的に採用し組織の活性化を図るため、年俸制、クロス・アポイントメント（他大学・研究機関等との混合給与）制度等、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に年俸制については、適切な業績評価体制を構築し、退職金にかかる運営費交付金の積算対象となる教員について年俸制導入等に関する計画に基づき、拡充する。

- ・【24-2-①】整備した規則に基づき、新規採用教員に新たな年俸制を適用し、年俸制適用者を増加させる。
- ・【24-2-②】教員活動状況を教員の給与等に反映させる。

55 【24-3】女性教員を積極的に採用し、在籍率23%を達成する。また、ダイバーシティマネジメント（多様な人材を生かす職場環境の管理運営）を推進することにより、役員及び管理職における女性教職員の在職率をそれぞれ10%以上にする。

- ・【24-3-①】引き続き、女性研究者サポートプログラム、女性リーダー育成プログラム等を実施し、女性教員の仕事と生活の両立支援から登用までの段階にサポートを行うことにより女性教員在籍率を向上させるとともに、「長崎大学におけるダイバーシティ推進の基本方針」に基づき各部局における女性教員増加に関する数値目標の達成に向け、各部局への働きかけを強化し、達成度確認を実施する。また、女性教員上位職登用を重点化する。さらに、

多様性を理解し、包含することにより、新たな価値を生み出す環境作りに向け、教職員及び学生がそれぞれの立場で考え、コンセンサスを持たせるためのダイバーシティ推進学習プログラムの受講方法や履修科目を検討・選定する。

56【24-4】教育・研究の更なる実質化，高度化，グローバル化を実現するため，学内資源の再配分を戦略的・重点的に行い，学長裁量経費を拡充する。

- ・【24-4-①】安定的な大学運営のため，第3期中期目標期間の人件費削減方針に基づき人件費を計画的に削減する。また，引き続き学長裁量経費の拡充を進めるとともに事業の検証を行い，それを踏まえた次期中期目標期間における戦略的・重点的な予算配分の在り方を検討する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

57【25-1】長崎県における教員養成の拠点として小学校教員の占有率55%を確保する。また，質の高い教員を養成するため，アクティブ・ラーニング等の手法による授業実践力の育成や学校現場で指導経験のある大学教員の30%確保，複数免許取得の必修化検討，教職への動機づけ支援など実践型教員養成を実現する改革を行うとともに，平成29年度までに学生規模の見直しによる組織等再編の計画を策定する。

- ・【25-1-①】小学校教員占有率 55%到達に向けて，引き続き，昨年度までに行った教職に関するアンケート調査の結果や教職アドバイザーによる面談の結果等を活用し，教員就職率向上プロジェクトチームによる更に実践に即した小論文・面接指導及び教科に係る教員採用試験対策を継続実施する。また，アクティブ・ラーニング等による授業促進のためのFDを開催するとともに，学校現場で指導経験のある大学教員30%の確保のための採用等を引き続き行う。
- ・【25-1-②】新たな学生定員と入試制度，及び複数免許取得を必修とする新カリキュラムや新しく編成した教員組織の下で，実践力のある教員の養成を継続する。

58【25-2】世界に通用するトップレベルの人材育成を行うため，本学の強み・特色を活かした大学の枠を超えた連携による共同大学院を設置するなど，学部・研究科の組織等の見直しを行う。

- ・【25-2-①】令和3年4月に医歯薬学総合研究科保健学専攻（修士課程）に保健師養成コースを設置する。

59【25-3】多文化社会としての世界の持続的発展に貢献する知のプロフェッショナルを育成するため，既存の研究科の組織の見直しを行い，多文化社会学部の学年進行と連動した新たな人文社会系大学院を設置する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・第3期中期計画実施済み。

60【25-4】経済学部では，平成26年度に学部学生定員を削減したことに伴った教育コース再編等の改革を引き続き展開する。さらに，グローバルな視野とイノベーションにより我が国社会をけん引する人材育成のため，「国際ビジネス教育研究センター」及び「みらい創造センター」を核に，国内外のビジネス系の大学や学部及び企業等と連携して実践力育成を志向した教育プログラムを実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【25-4-①】GSR(Global Social Responsibility)マインドを持つ人材の育成を目的として国際ビジネス教育研究センターが実施する「国際ビジネスプログラム」と大学で学ぶ専門知識を活かし，社会が抱える課題を自ら解決できる人材の育成を目的としてみらい創造センター

が実施する「ビジネス実践力育成プログラム」の効果を検証し最終評価を行うとともに、令和4年以降の両プログラムの在り方について、2センター運用統括会議を中心に検討を開始する。

61【25-5】文理融合の学際組織「アジア環境レジリエンス研究センター」の機能強化により、環境変動・自然災害・地下水汚染などの地域社会の環境課題に対する「地域レジリエンスモデル」を産学官連携で構築するとともに、環境課題解決に貢献する実践的能力を備えた人材を育成する学部・大学院一貫の文理融合教育プログラムを開発・実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【25-5-①】島原半島地域を対象とする汚染、災害、エネルギー、人材育成の各研究課題の成果を統合した地域レジリエンスモデルを構築するとともに、地域自治体への政策提言を実施する。

62【25-6】熱帯医学・感染症、放射線医療科学など卓越した研究分野を有する本学の強み、特色を踏まえ、熱帯医学研究所、原爆後障害医療研究所の全国共同利用・共同研究拠点における研究を学内資源の戦略的配分等により推進するとともに、附属練習船及び環東シナ海環境資源研究センターの教育関係共同利用拠点を有効活用して、国内外の大学との単位互換による海洋教育実習プログラムを開発する。

- ・【25-6-①】熱帯医学研究所の共同利用・共同研究拠点の展開について、熱研運営協議会及び拠点運営協議会において作成した展開構想に基づき具体的な活動を継続するとともに、同研究所のNTDsイノベーションセンターによる共同研究獲得推進事業の展開及びJAGntdを通して日本国内の産学官協力ネットワークを強化する。また、実施中の医薬品開発研究を支援し、社会実装あるいは臨床研究へ支援を拡大する。
- ・【25-6-②】令和元年度に本学の「復興推進拠点」を設置した福島県大熊町において、町内外に在住する住民とのリスクコミュニケーションを、車座集会等を活用して推進していく。あわせて、福島県富岡町においては、町外に避難している住民に加えて、新しく町民となった住民に対するリスクコミュニケーションを行う。
- ・【25-6-③】令和元年度に採択された「大学等の復興知を活用した福島イノベーション・コースト構想促進事業」(重点枠)を推進し、福島県立医科大学や福島大学、東日本国際大学といった福島県下の大学、さらに国際放射線防護委員会や世界保健機関といった国際機関と連携して、国内外の若手研究者を対象とした災害・被ばく医療科学の専門家を育成するためのセミナーをオンラインと対面で開催し、長崎大学が主導する放射線健康リスク分野の国際教育研究拠点の整備を完了する。
- ・【25-6-④】附属練習船では令和2年度の乗船実習実施状況と、共同利用の公募を含む高等教育機関からの応募内容に沿って決定した航海計画に基づき、共同利用航海を実施する。また、国内他大学との単位連携についても引き続き行うとともに、国内外の情勢に注視しつつ、乗船実習を実施する。
- ・【25-6-⑤】環東シナ海環境資源研究センターでは教育関係共同利用拠点として、公開臨海実習、長期滞在型プログラム、他大学提案型のオーダーメイド型実習を行う。また、北海道大学・京都大学・広島大学との水産海洋実践教育ネットワークを利用した実習を継続して実施することに加えて、国内外の情勢を注視しながら、国際臨海実習を実施するとともに、その整備を継続して進める。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた場合、次のような措置を選択肢として可能な限り運用する。1) 3密を避けるために募集人員を減らす措置をする、2) 感染拡大が著しくない地域を限定して(例えば、九州・中四国)実習生の受け入れを行う、3) 座学など一部の实習内容のオンラインコンテンツ化を図り実習日程を短縮する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

63【26-1】事務組織検討WGにおいて、事務組織改革の検証を行い、機動的な業務遂行体制となるよう事務組織の機能・編成を見直す。

- ・第3期中期計画実施済み。

64【26-2】新たな業務に柔軟に対応するため、職員配置の在り方を見直し、中期目標期間中に戦略的な配置を可能とする機動的な職員数を26名確保するとともに、若手職員を調査・分析・企画立案に係る業務へ積極的に配置する。

- ・【26-2-①】「戦略的な職員配置を念頭に置いた流動定員の確保について」に基づき、新たに6名（累計26名）の流動定員を確保し、部局等の要望を踏まえた戦略的な配置を行う。また、若手職員の調査・分析・企画立案に係る業務への積極的配置についても、引き続き実施する。

65【27-1】グローバル化に対応するため、研修等により事務職員の英語能力を向上させるとともに、事務職員の語学力強化と組織の活性化を推進する海外拠点を活用した新たな長期研修制度を平成29年度から実施する。また、他大学等と連携した研修を通じて能力開発を行う。

- ・【27-1-①】新規採用職員向け英語研修プログラムと成果を確認する TOEIC 受験をセットで実施し、語学能力を向上させる。
- ・【27-1-②】海外拠点を活用した職員研修について、新型コロナウイルス感染症の終息状況及び研修先の国勢を注視し、安全面の確保の上で実施する。なお、実施を見合わせる場合には、次期派遣予定の者に対して年度内に行われるる事前オンライン研修を代替策とする。
- ・【27-1-③】他大学と連携した国立六大学事務職員研修、国大協主催の研修等へ参加させることを通じて、引き続き、事務職員の能力向上を促進する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

66【28-1】基金を含めた外部資金を増加させるため、IR室の分析データを活用した取組を計画的に進めるとともに、自己収入増進WGにおいて増収方策を検討し、自己収入を増加させる。

- ・【28-1-①】基金による支援事業を拡大させるとともに、引き続き、基金の安定的確保に向け新たな拡大方策を創設する。また、更なる外部資金及び自己収入増加に向け、自己収入増進WGが策定した「行動計画」等を着実に実施する。

67【28-2】研究力、申請支援を強化し、科研費採択件数を0.55件/人に増加させるとともに、大型研究費（総額5,000万円以上）においても獲得件数を増加させる。

- ・【28-2-①】科研費関連KPI（0.55件/人）の達成及び大型外部資金の獲得件数の増加のために、引き続き、URAによる科研費をはじめとする外部資金の公募情報の提供、応募書類のブラッシュアップ支援や獲得セミナーの開催、英語論文書き方セミナーやワークショップ等による論文作成支援を行い、研究支援活動を充実させることで、本学の研究基盤を一層強化する。また、上記支援活動の成果として、科研費や大型外部資金獲得状況を評価する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

68【29-1】 管理的経費を抑制するため、業務を恒常的に点検して業務の合理化やアウトソーシングを推進するとともに、効率的な執行を図り、一般管理費比率を毎年度、3.1%以下に抑制する。

- ・【29-1-①】引き続き、各セグメント別の財務分析情報を周知し、効率的な執行を促すことにより、一般管理費比率を抑制する。

69【29-2】 財務内容を改善するため、予算執行状況や財務分析情報を毎年度2回以上学内へ情報提供し効率的な執行を促すとともに、学内予算配分や監事との協議の場においても有効に活用する。

- ・【29-2-①】 予算執行状況や財務分析情報などを学内で共有するとともに、分析結果を予算配分に反映させる。また、アニュアルレポートについては、学内会議での情報共有はもとより、ホームページ掲載に加えて学外ステークホルダーへの配付を行うなど、効果的な情報提供を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

70【30-1】 資産を効率的に運用するため、客観的なデータにより不効率資産の利用拡大や不用資産の処分を行うとともに、「設備マスタープラン」の更なる実質化を図り、共用機器については、計画的な更新、廃棄、新規導入を進めることにより対象機器の数を第2期中期目標期間最終年度と比較して10%増加させ、利用を促進させる。

- ・【30-1-①】 不用資産については、効率的な運用のために、リユースの学内照会、適切な処分又は貸付けなどを行う。また、共用機器については、利用者間の相互協力体制に基づく利用促進、情報発信を充実させることにより学内外の利用を促進させる。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

71【31-1】 第2期中期目標期間に策定した自己点検・評価結果改善サイクルによる法人評価、認証評価等の第三者評価に基づく自己点検・評価を実施するとともに、新たに部局における中期目標等の自己点検・評価を実施し、評価結果を大学運営に反映させる。

- ・【31-1-①】 国立大学法人評価委員会による評価結果及び大学機関別認証評価の受審に際し実施した自己点検・評価結果を踏まえ、教育研究の質の向上を図るための改善案を作成するとともに、その実施状況及び結果を確認し、大学運営に反映させる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

72【32-1】 大学ポートレートを活用した情報発信を行うとともに、ステークホルダーごとに大学へのニーズを把握できる会員制組織を平成30年度までに構築し、積極的・戦略的に本学の特色を訴求する効果の高い広報を実施する。また、メディアミクスを意識したネット情報展開により、大学ホームページへの海外からのアクセス数を倍増させる。

- ・【32-1-①】 特に重要なステークホルダーである受験生等に対し効果的かつ戦略的に広報を行うため、入試情報サイトをリニューアルするとともに、引き続き、各種広報ツールを活用し、その他のステークホルダーに対する積極的な情報発信を行う。また、本学ホームページへの海外からのアクセス数については、これまでの検証結果を踏まえ、更なるアクセス数増加のための策を講じる。

73【33-1】 日本古写真の世界拠点を形成するため、日本古写真を総合的に検索可能とするデー

データベースを構築する。また、本学で生産された学術研究成果を国内外へ積極的に情報発信し、リポジトリランキング日本10位以内を維持する。

- ・【33-1-①】公開した日本古写真グローバル・データベースに他機関のデータを追加する等、更に充実させる。
- ・【33-1-②】セキュリティ強化を目的として前年度に実施した本学機関リポジトリサーバの移行後においても、本学で生産された学術研究成果の機関リポジトリへの登録を奨励し、リポジトリランキングの上位を維持する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

74 【34-1】キャンパスマスタープランを充実させ、環境保全やバリアフリーに配慮した老朽化対策及び施設整備を実施するとともに、国の財政状況を踏まえ、坂本地区における教育研究施設の整備を推進する。また、学長のリーダーシップの下で、部局専有講義室の全学共用化、団地及び文・理系毎の共同利用スペース拠出割合の再設定等、施設マネジメントを進めるとともに、プロジェクト、共同研究等に学内資源（スペース）を戦略的に再配分し、施設資源を有効に活用する。

- ・【34-1-①】教育・研究の基盤となるキャンパスの整備・活用を引き続き推進するため、長崎大学キャンパスマスタープラン内のアクションプランの見直しに向け、施設部内ワーキンググループ及びマネジメント専門部会等での検討を開始する。また、老朽化対策及び適切な維持管理を図るため、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）を基に、キャンパス整備、施設の予防保全を実施する。さらに、施設の有効活用に向け、前年度に見直しを図った調査方法により、施設利用状況調査における全体調査（毎年）及び詳細調査（2年毎）に分け実施する。本年度の詳細調査は、文教町2及び多以良団地を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

75 【35-1】労働安全衛生体制を充実させるため、安全教育を毎年度行うとともに、学生及び教職員の健康管理と健康増進において、メンタルヘルスチェックの実施と二次健診受診率を向上させる。

- ・【35-1-①】安全衛生講座を定期的で開催するとともに、学生のメンタルヘルスチェック、教職員に対するストレスチェック及び集団解析による職場環境の評価を継続する。また、受診勧奨を更に強化し、二次健診受診率50%以上を達成する。
- ・【35-1-②】令和元年度に開設した禁煙外来及びメタボ該当者減少プログラムなど、コロナ禍でも可能なヘルシーキャンパスプロジェクトを継続させる。

76 【35-2】学生及び教職員の安全管理に対する意識を向上させるため、全学的な危機管理体制の下、安全確保に関する指針の不断の見直しを行うなど潜在リスクを分析して防止策を講ずる。

- ・【35-2-①】危機管理に関する規程・マニュアルや事業継続計画について検証・改善する。
- ・【35-2-②】CHODAI アプリを活用するなど安否確認方法を充実させ安全管理体制を強化する。
- ・【35-2-③】職員等の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図ることを目的に、新たにコロナ禍での3密を避けた訓練を実施する。また、化学物質の適正管理の周知、管理方法の

確認を行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

77 【36-1】 情報セキュリティ対策の徹底と個人情報を含む情報資産の安全管理の強化を図るため、最高情報セキュリティ責任者（CISO）を中心に情報セキュリティ自己点検制度の導入など強化対策を実施する。

- ・【36-1-①】平成28年度に導入した不正通信検知センサーの更新を行い、多層的防衛関連機器の強化（ファイアウォール、キャンパス情報ネットワーク、センサー）を完了する。また、新キャンパス情報ネットワークにおいて、取り扱う情報や役割に応じたネットワークの分離を進め、不正アクセスの防止やインシデント発生時の影響範囲を限定することで、情報資産の安全管理の強化を推進する。
- ・【36-1-②】引き続き、教職員に対する個人情報保護に係る意識醸成のための教育を徹底する。

78 【36-2】 不正防止計画の対応状況を毎年度モニタリングし、不正発生要因に応じて内部監査の手法や事項の見直しを行うとともに、定期的な内部監査を実施する。

- ・【36-2-①】不正防止計画の対応状況をモニタリングし、リスクアプローチの観点から内部監査の手法や事項を継続的に見直し、学内の連携体制も強化しつつ、内部監査を年3回、定期監査として実施する。

79 【36-3】 法人の公共性及び運営の適正性を確保するため、監事への情報提供等の支援体制整備により、監事機能の強化を図るとともに、監査対象の重点化など効率的な監査を実施する。

- ・【36-3-①】監事に対し懸案事項や新たな課題に関するより一層の情報提供等の支援を行うことにより、部局に適した監査事項の重点化を図り、監査を効率的に実施する。

80 【37-1】 公的研究費の不正使用及び研究における不正行為を防止するため、e-learningの導入などにより不正防止及び倫理教育を強化するとともに、教育履修状況のチェック体制を整備する。さらに、不正防止計画推進室を機能させることにより、組織の管理責任体制、監査体制を強化する。

- ・【37-1-①】研究における不正行為を防止するため、e-learningの推進、教職員向けの研修会及び大学院生向けの研究倫理教育科目の開講などにより不正防止及び倫理教育を強化するとともに、教育履修状況のチェック体制を整備する。また、公的研究費不正使用防止部門において、新採用研究者等へのe-learningシステムによるコンプライアンス教育の履修を徹底させる。さらに、引き続き、不正防止計画推進室において、研究不正行為防止及び公的研究費不正使用防止に関する活動をチェックし、必要に応じて組織の管理責任体制や監査体制を強化する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

4,020,425千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定されるため。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

- ・立岩職員宿舍の土地（長崎県長崎市立岩町 201 番，1,677.94 m²）を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

- ・附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

Ⅸ 剰余金の使途

- ・決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
(文教町) 総合研究棟改修 (情報系)	総額 4,836	施設整備費補助金 (1,835)
(文教町他) 基幹・環境整備 (衛生対策)		先端研究等施設整備費補助金 (932)
(坂本) 実験研究棟		長期借入金 (268)
(坂本) BSL-4 施設付帯設備		大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (41)
(坂本他) ライフライン再生 (給排水設備)		
(坂本) 基幹・環境整備 (給排水設備等)		医療研究開発推進事業費補助金 (1,760)
(坂本) 研究教育棟		
(坂本) 附属病院多用途型トリアージスペース整備事業		
(坂本) ライフライン再生 (通信設備)		
(医病) ライフライン再生 (構内交換設備等)		
(医病) ライフライン再生 (無停電電源設備等)		
小規模改修		
新興・再興感染症研究基盤創生事業 (BSL 拠点形成研究)		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

○ 採用方針

年俸制について、整備した規則に基づき、引き続き新規採用教員に新たな年俸制を適用する。

また、女性教員の両立支援から登用までの段階において様々なサポートを行うことにより女性教員在職率を維持するとともに、「長崎大学におけるダイバーシティ推進の基本方針」に基づき、部局ごとに定めた女性教員増加に関する数値目標の達成に向け、各部局への働きかけを

強化し、達成度確認を実施する。

○ **人事管理方針**

人件費管理については、引き続きポイント制による教育職員の人件費管理方式を円滑に運用する。

また、育児、介護等を必要とする研究者の働き方に関して、より柔軟な勤務形態であるテレワークについて学内会議で周知等を徹底し、制度の利用を拡大させる。

○ **人材育成方針**

若手事務職員の意欲及び能力を向上させるため、引き続き調査・分析・企画立案に係わる業務に参画させる。

(参考1) 令和2年度の常勤職員数	1,769人
また、任期付職員数の見込みを	460人とする。
(参考2) 令和2年度の人件費総額見込み	26,687百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	17,908
施設整備費補助金	2,767
補助金等収入	2,905
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	41
自己収入	36,793
授業料, 入学金及び検定料収入	4,723
附属病院収入	31,524
財産処分収入	-
雑収入	546
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	5,098
引当金取崩	855
長期借入金収入	268
貸付回収金	-
目的積立金取崩	1,402
出資金	-
計	68,037
支出	
業務費	54,823
教育研究経費	21,609
診療経費	33,214
施設整備費	3,076
補助金等	2,541
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	5,098
貸付金	-
長期借入金償還金	2,499
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	-
出資金	-
計	68,037

注)

1. 「運営費交付金」のうち, 令和3年度当初予算額 16,399 百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額 1,509 百万円
2. 「施設整備費補助金」のうち, 令和3年度当初予算額 45 百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額 2,722 百万円
3. 補助金等収入には, 授業料等減免費交付金が 364 百万円含まれており, 本補助金は授業料等免除に使用する。
4. 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち, 令和3年度当初予算額 3,950 百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額 1,148 百万円

[人件費の見積り]

期間中総額 26,687 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	60,447
經常費用	60,447
業務費	54,618
教育研究経費	5,171
診療経費	17,344
受託研究費等	3,424
役員人件費	130
教員人件費	14,199
職員人件費	14,350
一般管理費	1,411
財務費用	120
雑損	-
減価償却費	4,298
臨時損失	-
収益の部	60,634
經常収益	60,634
運営費交付金収益	16,238
授業料収益	4,514
入学金収益	628
検定料収益	121
附属病院収益	31,525
受託研究等収益	3,669
補助金等収益	888
寄附金収益	1,019
施設費収益	61
財務収益	36
雑益	856
資産見返運営費交付金等戻入	416
資産見返補助金等戻入	498
資産見返寄附金戻入	165
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	-
純利益	187
目的積立金取崩益	3
総利益	190

注) 損益が均衡しない理由

附属病院における当期資産取得額及び借入金元金償還額等と見返勘定を伴わない減価償却費等との差額によるもの。

3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	73,927
業務活動による支出	57,860
投資活動による支出	7,678
財務活動による支出	2,499
翌年度への繰越金	5,890
資金収入	73,927
業務活動による収入	61,195
運営費交付金による収入	16,398
授業料，入学金及び検定料による収入	4,723
附属病院収入	31,525
受託研究等収入	4,015
補助金等収入	2,905
寄附金収入	1,083
その他の収入	546
投資活動による収入	2,808
施設費による収入	2,808
その他の収入	0
財務活動による収入	268
前年度よりの繰越金	9,656

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

多文化社会学部	多文化社会学科	400人
教育学部	学校教育教員養成課程	840人 (うち教員養成に係る分野 840人)
経済学部	総合経済学科 ・昼間コース ・夜間主コース	1,080人 250人
医学部	医学科 保健学科	743人 444人 (うち医師養成に係る分野 743人)
歯学部	歯学科	300人 (うち歯科医師養成に係る分野 300人)
薬学部	薬学科 薬科学科	240人 160人 (うち薬剤師養成に係る分野 240人)
情報データ科学部	情報データ科学科	220人
工学部	工学科	1,420人
環境科学部	環境科学科	530人
水産学部	水産学科	440人
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	26人 (うち博士前期課程 20人 博士後期課程 6人)
教育学研究科	教職実践専攻	56人 (うち専門職学位課程 56人)
経済学研究科	経済経営政策専攻 経営意思決定専攻	30人 9人 (うち博士前期課程 30人 うち博士後期課程 9人)
工学研究科	総合工学専攻 生産システム工学専攻 グリーンシステム創成科学専攻	440人 45人 25人 (うち博士前期課程 440人 うち博士後期課程 45人 うち博士課程 25人)
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻 環境科学専攻 環境海洋資源学専攻 海洋フィールド生命科学専攻	70人 50人 36人 25人 (うち博士前期課程 70人 うち博士前期課程 50人 うち博士後期課程 36人 うち博士課程 25人)
医歯薬学総合研究科	保健学専攻 災害・被ばく医療科学共同専攻 医療科学専攻 新興感染症病態制御学系専攻 放射線医療科学専攻 先進予防医学共同専攻	50人 20人 240人 80人 20人 40人 (うち修士課程 50人 うち修士課程 20人 うち博士課程 240人 うち博士課程 80人 うち博士課程 20人 うち博士課程 40人)

	生命薬科学専攻	102人 〔うち博士前期課程 72人〕 博士後期課程 30人〕
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	77人 〔うち博士前期課程 62人〕 博士後期課程 15人〕
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻	15人 (うち博士後期課程 15人)
附属幼稚園	124人 学級数 5	
附属小学校	588人 学級数 21	
附属中学校	420人 学級数 12	
附属特別支援学校	60人 学級数 9	